

郵政民営化委員会（第74回）議事要旨

日時：平成24年1月19日（木） 8：00～9：30

場所：永田町合同庁舎1階会議室

（委員3名出席）

1. 概要

現在、当委員会では、郵政民営化法第19条に基づき、本年3月までに意見書を提出する準備を進めている。本日は、前回の委員会で行った追加質問に対する日本郵政グループおよび監督官庁からの回答を確認した上で、意見書の骨格について議論した。

2. 意見書の骨格についての意見

- ・ 内部監視用カメラについて、相当な費用をかけて設置したにもかかわらず、またお金をかけてなくした。意見書では、政治的な構造変化によって、結果として、民営化プロセスにおけるコンプライアンス態勢および内部統制に変化があったという事実を記してもよい。
- ・ 郵便事業会社における赤字の責任の所在や赤字削減策の甘さについては記すべきである。
- ・ 上場売却益による消費税増の負担軽減という議論があるが、今の経営レベルで本当に株主からみて魅力ある会社といえるのか。この点について、今の金融市場環境下で上場するとしたら、メガバンクや生命保険会社等にベンチマークを求めた場合、PBRなどの（株式投資判断のための）指標がどの程度になるか示すことはできよう。
- ・ 株式上場の旗があるからこそ、経営者は内部体制強化やコスト削減を徹底でき、強い組織となる。生み出した利益を通じて国庫に返すという一連の流れができるが、その旗がないことで経営全体が甘くなる。株式売却凍結法の施行で上場という旗がなくなり、経営体が大きな影響を受けたという記述となろう。
- ・ 上場の旗があれば、預金残高を増やすために預入限度額の引き上げを望むといったトップラインに傾斜した経営も起きなかったと言えるのではないか。
- ・ 郵政改革法では、既に民間サービスが多数存在する中で、郵便局の設置を通じた金融サービスだけをユニバーサルサービスにするという、世界の流れに反する不思議な議論が何故出てきたのか記すべきである。
- ・ かんぽの宿について、赤字額を事実として記載する。

3. 追加質問について

- ・ 内部監視カメラの撤去について、金融庁の判断を確認する。

（注）以上は速報のため事後修正の可能性があるのでに御留意下さい。また、詳細については追って公表される議事録をご覧ください。